

【共同研究】

ダイバージョンとしてのティーンコートのわが国 への導入の可能性

—大学生の意識調査をもとに—

神田 信彦* 宮下 毅**

**Potential for the introduction of a teen court diversion program in Japan:
Based on a survey of the attitudes of college students.**

Nobuhiko KANDA, Takeshi MIYASHITA

The teen court system is a diversion program for juvenile justice in the United States. This study examined the potential for introduction of a teen court in Japan based on a survey of the attitudes of 294 college students. Students understood the advantages and the effects of the teen court but tended to think that it might not coincide with the young climate and culture of Japan. This study interpreted the teen court from the viewpoint of legal education in Japan and this study described the potential for a diversion program using existing institutions.

Key words : teen court, diversion program, juvenile justice

問 題

非行少年に対する処遇のあり方に関する国際的な条約や国際的な指針が1985年から1990年にかけて相次いで制定された。それらを挙げれば、北京規則（少年司法運営に関する国連最低基準：1985）、子どもの権利条約（児童の権利に関する条約：1989）、リヤド・ガイドライン（少年の非行防止に関する国際連合指針：1990）および少年保護規則（自由を奪われた少年の保護に関する国際連合規則：1990）の4つである。これらにおいてわれわれの当面のテーマであるティーンコートに関わる内容は、非行を犯した青少年を通常の裁判等の司法手続きによらずにダイバージョンに代表される方法によって処遇することを求めている

点である。

わが国はこれらの条約や指針に批准しており、非行を犯した青少年の処遇について多様な方法を検討し実施していかなければならない。すでに修復的方法などが試みられている（本巻の浅野論文及び石橋論文を参照）。現在のわが国における少年司法制度の枠組みのもとでは、ティーンコートのようなダイバージョンは実施できない状況にある。そこでダイバージョンの中でもティーンコートをわが国に取り入れる可能性について検討する事も青少年の多様な非行問題に対応するために必要なことであると考えられる。したがって本稿の目的は、ティーンコートをわが国の少年の非行行為に関する処遇の選択肢の一つとして加えることが可能であるか否かについて検討する事である。

Godwin, Steinhart, & Fulton (2010) によれば、ティーンコートが有意義な点、言い換えればティーンコートの目指している点は、まず、非行

* かねだ のぶひこ 文教大学人間科学部人間科学科

** みやした たけし 文教大学人間科学部心理学科

を犯した少女少女に自分の行動の責任をとらせることができるということである。具体的には地域奉仕や損害賠償（原状回復）を通じて自分が起こした問題の償いをする機会を作ることによって自分の責任を考えさせることである。

次に非行を行った少女少女が、同年代の少女少女からよい影響を受けることが期待できる点が挙げられている。この背景には「同年代者からの圧力は正常で必要であり、また青年行動の健康的な部分である」という考え方があり、非行行為の問題性について大人から指摘されることも必要であるが、少女少女が置かれている状況や当該の問題のありようによっては、同世代の人々からの指摘の方が素直に受け入れることができるとの考えであろう。

さらに、さまざまな経済的、社会的、民族的背景のある同年代の人との関わりからさまざまな視点を学ぶことができるので、問題行動の解決や方向転換を行う助けとなるとされる。おそらく自己中心的な視点から問題を捉えがちな少女少女にさまざまな立場や視点があることを知る機会を提供するということであろう。

一方、陪審員などのボランティアとして参加する少女少女にもコミュニケーションの能力、葛藤や問題の解決や、他の人と協力し合うことなどのソーシャルスキルを高める効果が期待されるという。さらには社会の一員としての責任感やコミュニティの一員であるという自覚が挙げられている。結局、ティーンコート導入の理念ともいえる「市民意識を育てる」という考え方を、非行を犯した少女少女とボランティアとして参加する少女少女双方に適用しているのもであると言えよう。

こうした利点が主張されるティーンコートをわが国で実施することは可能であろうか。

矢作（2000）は大学生を対象に研究を行い、授業中にティーンコートについて筆者が実際に参観した様子も含めて講義した後にグループ討議を行わせた。ティーンコートに肯定的な評価を行ったのは24グループ中8グループであった。肯定的な見解及び否定的な見解が多数議論されたとのことである。

米国で実践されているティーンコートは、非行

を犯した少女少女が納得してティーンコートを選択して席についてはいるのだが、懸念されることがある。矢作の研究でも述べられている点も含め幾つか挙げてみれば、「審判」を受ける少女少女が陪審役、弁護士役あるいは検事役の少女少女に対して劣等感を抱いたり、敵意を抱いたり、逆恨みをしてしまうことはないであろうか。あるいはまた通常の司法手続きに比較し当該の少女少女に関することが部外に漏れてしまうこと可能性があるのではなかろうか。

本研究は、上述の諸点を踏まえながらわが国へのティーンコートの導入の可能性について大学生を対象に検討を行った。さらに、一般市民が被告の有罪・無罪の判断過程に関わる点で、陪審員制度に類似すると考えられる裁判員制度が近年まで行われていなかったわが国において、裁判員制度導入前後でティーンコート導入への意識に差が生じている可能性もある。つまり、裁判員制度導入後は導入前に比較し、ティーンコートをわが国へ導入することに肯定的な意見が増加することが予想される。これについてもあわせて検討を行った。

方 法

調査実施の概要 授業の一貫として授業担当教員がティーンコートに関して簡単な説明を行い、1994年にNHKで放映された番組「十代裁判」のビデオを視聴後、ティーンコートに関する調査票に回答を求めた。

調査対象 第1回調査：埼玉県内の私立B大学の在学生130名（男性49名、女性81名）平均年齢19.02歳。第2回調査：埼玉県内の私立B大学の在学生164名（男性76名、女性88名）平均年齢19.05歳。

ビデオ内容の概要 1998年にNHKで放映された「少年法廷」を用いた。検察官、弁護士及び陪審員も全てボランティアの少女少女が行う少年法廷が紹介され、主に取り上げられたケースは親への暴力で警察に通報され補導された少女が、ティーンコートを選択し弁護士役の少女との関わりから最終的な“判決”までの過程が描かれている内容

であった。

調査票の構成 調査票は無記名であり以下の内容を問う項目によって構成された。①性別、年齢及び学年の基本的属性、②これまでのティーンコートの認知状況、③ティーンコートへの評価や懸念に関わる項目、④ティーンコートをわが国に導入することへの考え、⑤非行の原因に関する考え、⑥青少年の非行への興味の有無など20項目で構成された (Table 1)。②については「あてはまる」「あてはまらない」の2件法によって、③から⑤の諸項目は6件法によって回答を求めた。

調査の実施時期 第1回調査：2009年1月の授業時間内に実施した。第2回調査：2011年1月の授業時間に実施した。

結 果

結果をわかりやすくするために、6件法で求めた回答を「あてはまる」の方向3選択肢への回答を「あてはまる」に、「あてはまらない」の方向3選択肢への回答を「あてはまらない」に変換して分析を行った。Table 1に第1回及び第2回の回答をあわせた男女別の回答数と比率を掲げた。

ティーンコートの認知状況 ティーンコートをそれまでに知っていたかどうかについては、認知率は3.7%とほとんど知られていない。これは第1回調査と第2回調査の別でみてもかわりのないものであった。米国におけるティーンコート制度の存在は少年司法関係者以外にはほとんど知られていない可能性を示唆していると考えられる。なお、この比率は「青少年の非行問題」に興味があってもなくても変わらないものであった。

ティーンコートの利点と考えられる問題 ティーンコートの利点を挙げた項目に対する肯定的反応は70～80%であった。「被告（の少年）の代弁者がいる」が77.7%、「被告が公平な扱いを受けられる」が80.8%、そして「被告は同世代の人たちの判断であれば素直に従える」が72.0%であった。

起こりそうな問題として挙げた項目への同意は「被告が自分と裁判（ティーンコート）に関わる同年代の人たちを比較し劣等感を深めてしまう」53.7%、「非行の審判（裁判）に比べ被告の少年

に関することが部外者に漏れてしまう可能性が高い」が75.9%、「検事や陪審員が被告に逆恨みされるかもしれない」が67.2%、「被告が自分と裁判に関わる同世代の人たちと比較し、同世代の人たちに敵意を深めてしまうかもしれない」が62.9%であった。

ティーンコートへの評価 ビデオによって提示されたティーンコートについてどのように評価がなされたかを見ると、「ティーンコートは興味深い制度である」に「あてはまる」への回答は98.3%であり、ほとんどの回答者が肯定的な印象を持ったようである。

わが国へのティーンコート導入について「日本にティーンコートを導入することに賛成である」に同意は61.8%であった。これは「興味深い」に対する肯定的反応に比べ36.5%低くなっている。さらに「ティーンコートは日本にはなじまない」への同意は68.3%であった。「導入することに賛成」に同意した者のうち59.7%が「なじまない」に同意している。なお、導入に賛成でわが国になじむと回答した比率は36.9%であった。これらの結果はビデオで提示されたタイプのティーンコートをわが国にそのまま適用することに対する懐疑的な見解が多いということになる。

次に「日本にティーンコートを導入することに賛成である」への賛否に関連する項目を検討するためにこの項目と他の各項目とのクロス集計及びその χ 自乗検定を行った。有意な χ 自乗値を得た項目だけをTable2に掲げた。Table2は「日本にティーンコートを導入することに賛成である」とクロス分析を行った各項目の「あてはまらない」への回答を除いたもので、「日本にティーンコートを導入することに賛成である」に回答した比率を示している。各項目とも「10%～20%程度であるが、「あてはまる」が「あてはまらない」を上回っている。これらが「導入賛成」に貢献している要因に関わるものと推測される。4項目のうち2項目はティーンコートの利点と考えられる項目であり、1項目は「非行の原因が地域社会にある」というものであり、ティーンコートの特徴を反映していると考えられる。しかしわが国にティーン

Table 1 各項目に対する男女別回答数と比率

項	目	性別	あてはまる		あてはまらない	
			人数	比率	人数	比率
ティーンコートについてこの授業で初めて知った		男性	120	(96.0)	5	(4.0)
		女性	163	(96.4)	6	(3.6)
		合計	283	(96.3)	11	(3.7)
ティーンコートは興味深い制度である		男性	124	(99.2)	1	(0.8)
		女性	165	(97.6)	4	(2.4)
		合計	289	(98.3)	5	(1.7)
日本の非行少年の処遇制度を理解している		男性	49	(39.2)	76	(60.8)
		女性	39	(23.1)	130	(76.9)
		合計	88	(29.9)	206	(70.1)
ティーンコートは非行傾向が進むのを抑止する力がありそうだ		男性	122	(97.6)	3	(2.4)
		女性	151	(89.3)	18	(10.7)
		合計	273	(92.9)	21	(7.1)
被告（の少年）の代弁者がいる		男性	88	(79.0)	26	(21.0)
		女性	129	(76.8)	39	(23.2)
		合計	227	(77.7)	65	(22.3)
被告が公平な扱いを受けられる		男性	99	(80.5)	24	(19.5)
		女性	137	(81.1)	32	(18.9)
		合計	236	(80.8)	56	(19.2)
被告は同世代の人たちの判断であれば素直に従える		男性	88	(70.4)	37	(29.6)
		女性	123	(73.2)	45	(26.8)
		合計	211	(72.0)	82	(28.0)
被告が自分と裁判（ティーンコート）に関わる同年代の人たちを比較し劣等感を深めてしまう		男性	69	(55.2)	56	(44.8)
		女性	89	(52.7)	80	(47.3)
		合計	158	(53.7)	136	(46.3)
非行の審判（裁判）に比べ被告の少年に関することが部外者に漏れてしまう可能性が高い		男性	98	(78.4)	27	(21.6)
		女性	125	(74.0)	44	(26.0)
		合計	223	(75.9)	71	(24.1)
検事や陪審員が被告に逆恨みされるかもしれない		男性	88	(70.4)	37	(29.6)
		女性	109	(64.9)	59	(35.1)
		合計	197	(67.2)	96	(32.8)
被告が自分と裁判（ティーンコート）に関わる同年代の人たちを比較し、同世代の人や社会に敵意を深めてしまう		男性	67	(53.6)	58	(46.4)
		女性	84	(49.7)	85	(50.3)
		合計	151	(51.4)	143	(48.6)
日本にティーンコート制度を導入することに賛成である		男性	78	(62.9)	46	(37.1)
		女性	103	(60.9)	66	(39.1)
		合計	181	(61.8)	112	(38.2)
仮に日本にティーンコート制度があるとして、更にあなたが十代であるとしたら、あなたはティーンコートにボランティアとして参加すると思う		男性	68	(54.4)	57	(45.6)
		女性	74	(43.8)	95	(56.2)
		合計	142	(48.3)	152	(51.7)
ティーンコートは日本にはなじまない		男性	82	(66.1)	42	(33.9)
		女性	118	(69.8)	51	(30.2)
		合計	200	(68.3)	63	(31.7)
仮に日本にティーンコート制度があるとして、更にあなたが十代であり初期非行（万引きや自転車等など）で補導されたら、ティーンズコートを利用すると思う		男性	80	(64.0)	45	(36.0)
		女性	104	(61.5)	65	(38.5)
		合計	184	(62.6)	110	(37.4)
非行の主な原因はその家庭にある		男性	111	(88.8)	14	(11.2)
		女性	154	(91.1)	15	(8.9)
		合計	265	(90.1)	29	(9.9)
非行の主な原因は社会にある		男性	93	(74.4)	32	(25.6)
		女性	135	(79.9)	34	(20.1)
		合計	228	(77.6)	66	(22.4)
非行の主な原因は学校にある		男性	90	(72.0)	35	(28.0)
		女性	130	(76.9)	39	(23.1)
		合計	220	(74.8)	74	(25.2)
非行の主な原因は地域社会にある		男性	72	(57.6)	53	(42.4)
		女性	115	(68.0)	54	(32.0)
		合計	187	(63.6)	107	(36.4)
自分は青少年の非行問題に関心がない		男性	20	(16.0)	105	(84.0)
		女性	13	(7.7)	156	(92.3)
		合計	33	(11.2)	261	(88.8)

Table 2 「ティーンコートを日本に導入することに賛成である」に関連のある項目

有意な関係にあった項目	ティーンコートを日本に導入することに賛成である			
	あてはまる	あてはまらない	χ 自乗値	有意確率(両側検定) ^{※2}
ティーンコートは非行傾向が進むのを抑止する力がありそうだ(あてはまる)	^{※1} 96.10%	87.50%	7.75	0.005
被告が公平な扱いを受けられる(あてはまる)	89.40%	66.70%	22.92	0.001
被告は同世代の人たちの判断であれば素直に従える(あてはまる)	79.40%	59.80%	13.16	0.001
非行の主な原因は地域社会にある(あてはまる)	68.00%	56.30%	4.01	0.043

※1 各比率は行方向の各項目に「あてはまる」と回答した者を対象にした比率を示す。

※2 いずれも自由度は1。

Table 3 「ティーンコートは日本になじまない」に関連のある項目

有意な関係にあった項目	ティーンコートは日本になじまない			
	あてはまる	あてはまらない	χ 自乗値	有意確率(両側検定) ^{※2}
被告が自分と、ティーンコートに関わる同年代の人たちを比較し劣等感を深めてしまう(あてはまる)	^{※1} 59.00%	43.00%	6.53	0.011
非行の一般の審判に較べ被告の少年少女に関することが部外者に漏れてしまう可能性が高い(あてはまる)	83.50%	59.00%	20.52	0.001
検事や陪審員が被告に逆恨みされてしまうかもしれない(あてはまる)	71.90%	58.10%	5.50	0.019
被告が自分とティーンコートに関わる同年代の人たちを比較し、同世代の人や社会に敵意を深めてしまう(あてはまる)	56.50%	40.90%	6.22	0.013

※1 各比率は行方向の各項目に「あてはまる」と回答した者を対象にした比率を示す。

※2 いずれも自由度は1。

コートを導入することに否定的な回答者でもその半数以上がこれら4項目について50%以上が肯定的な回答であった。肯定的評価をしつつもわが国への導入に懐疑的であると回答した者も少なくな

い。さらにTable 3は「ティーンコートは日本になじまない」について Table 2と同様の表記であり、ティーンコートに関して懸念される内容を表す項目である。統計的に有意であったものは4つであった。いずれもティーンコートの被告の否定的な感情、認知及び行動を懸念する項目であった。わが国にティーンコートはなじまないと考えた学生たちは、これら4項目に根拠をおいて回答したのであろう。しかし、ここでも「なじむ」と回答した学生たちでも4割から6割弱が同様の懸念を示している。

わが国への導入への賛否、なじむのか否かについての判断は、上記の結果に加え本研究で取り上げていない要因が判断に影響を与えている可能性も否定できないため、どのような基準によって判断が行われているのかを確認することはできない。

しかし裁判員制度導入前後で、ティーンコートをわが国へ導入することへの賛否に差があるかどうかを見ると、導入賛成については第1回調査60.5%、第2回調査62.8%とその前後で大きな変化は見られなかった。しかし、「日本にティーンコートはなじまない」に「あてはまる」と回答した比率は裁判員制度導入前が77.5%であったが、導入後は61.0%と16.5%の有意な減少を示した($\chi^2=9.12$, $df=1$, $p<.004$)。したがってこれについては裁判員制度導入による変化と考えてよ

そうである。このことは制度への親近性が判断に影響を与えた可能性を示すものであると考えられる。なお、他の全ての項目は導入前後で有意な変化は生じていない。

考 察

青少年の非行問題に関心があるとしている大学生でもわが国の少年非行の処遇制度を知っていると回答した者は30%程度であり、さらに少年非行に関心があってもなくてもティーンコートに関する事前の認知率は変わらなかった。認知率は非常に低く、こうした状況が一般の人々にも同様であるとすれば、ティーンコートをわが国に導入することを積極的に推進するにはほど遠い状況にあると言える。

また、ティーンコート自体には興味を示すと共に制度としての導入にも肯定的評価を行いながら、しかしわが国にはなじまないかもしれないと読み取れる結果は、ティーンコートは枠組みとしては理想的であるのだろうが、日本人の少女の社会・文化的風土とは相容れないと感じられているのだろう。初等及び中等教育から法教育制度を積極的に組み入れている米国と、大学入試まで社会科の一分野として学ぶ以外に実際の法教育を受けることのほとんどないわが国の青少年とでは、法あるいは裁判制度に対する親しみの度合いが影響を与えている可能性もあろう。

実際には導入してみなければ、ティーンコートがわが国に根づくものであるかどうかはわからない。しかし、今日のわが国の少年非行の状況を見ると各年の検挙人員及び人口比（少女1000人あたりの検挙人員）ともに減少傾向にあり、新たな制度の導入が喫緊の課題とは言いがたい状況にある。またButts & Buck (2000) は諸研究を比較し、ティーンコートを選択した少女の再非行率がティーンコートを選択しなかった少女と較べて一義的に低いというわけではないことを示している。さらにわが国の置かれた財政状況を考慮すると、ティーンコート制度導入に関わる経費を獲得することは困難であろう。

これらからすると、現在ある資源を活用してダ

イバージョンを実現していくことを考えることが現実的であろう。例えば、運営主体は都道府県によって異なるが、少年センターや青少年補導センターなどがすでに存在しており、サービスとしての相談活動を積極的に行っている施設もある。これらに限らず各警察署の少年係による相談、都道府県や区市町村で行っている教育相談、児童相談所、病院、その他の施設で行っている青少年のための相談も多数存在し充実している。

警察関係も含めたこれらの相談機関には、非行行為で検挙される以前の少女に関する相談も行われている。さらに、非行行為で検挙された後であってもこれらの相談機関が利用されている。これらはほとんどが当該の少女の家族や学校の教師の要請による任意の相談であるが、少女の非行に関するプライマリーケアの一翼を担っていると考えられる。

警察が少女を家庭裁判所に送致する前の選択肢の一つとして初期的な非行を犯した少女を上記のような各相談機関へ係属させることを可能にすることや、家庭裁判所^{*)}において行われている試験観察と同等な位置づけとして相談機関への係属を課すことが制度化し実践していくという選択も考えられよう。これは当該の少女だけでなく家族をはじめ少女に関わりのある人々も相談機関との関わりを持つことが期待され、単に少女だけへの対応以上の効果が期待できよう。さらに効果が期待できるばかりでなく、わが国の今日の財政をはじめ諸状況を考慮するときには大いにあり得る選択肢であると考えられる。

しかしながら上述の提案では、ティーンコートの目指している諸点を満たすことは難しいかもしれない。例えば「非行を犯した少女に自分の行動の責任をとらせる」ということ、つまり社会の一員であるという自覚を直接的に培うことは、相談機関での相談関係からは困難であるかもしれない。

注

- 1) 家庭裁判所関係では、例えば東京家庭裁判所では試験観察中の少女を対象に「東京少年

友の会」所属の学生簿ボランティアに「学習活動・友だち活動」「少年・親子合宿」「清掃活動」などを行っている。

引用文献

Butts, J. A. & Buck, J. 2000 *Teen courts: A focus on research*, *Juvenile Justice Bulletin*, 1-15.

Godwin, T. M., Steinhart, D., & Fulton, B. A. 2010 *Peer Justice and Youth Empowerment: An implementation guide for teen court programs*. American Probation and Parole Association.

矢作由美子 2000 わが国における少年法廷 (teen court) の可能性 —教育学的視点からの検討— 文教大学附属教育研究所教育研究所紀要第9号.

[抄録]

アメリカ合衆国の少年司法のダイバージョンの一つにティーンコートがある。われわれはわが国へのティーンコート導入の可能性を検討した。わが国へのティーンコート導入の可能性を大学生に対する意識調査に基づいて検討を行った。対象となった大学は294名)であった。その結果、大学生は、ティーンコートの利点や効果については理解を示しながらも、わが国の青少年の風土や文化になじまないのではないかと考える傾向にあった。これについて、わが国の法教育の観点から解釈するとともに、現在、すでに設置されている諸施設を利用するダイバージョンの可能性を述べた。
